

令和7年7月9日

市政記者クラブ様

財政局財政部財産管理課 菅沼

(TEL : 972-2315)

土壌汚染の報告について

当局所管普通財産（港区稲永五丁目）において土壌調査を行ったところ、土壌汚染対策法に基づき定める基準を超える物質が検出されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 検出場所

港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1

（詳細な位置については裏面参照）

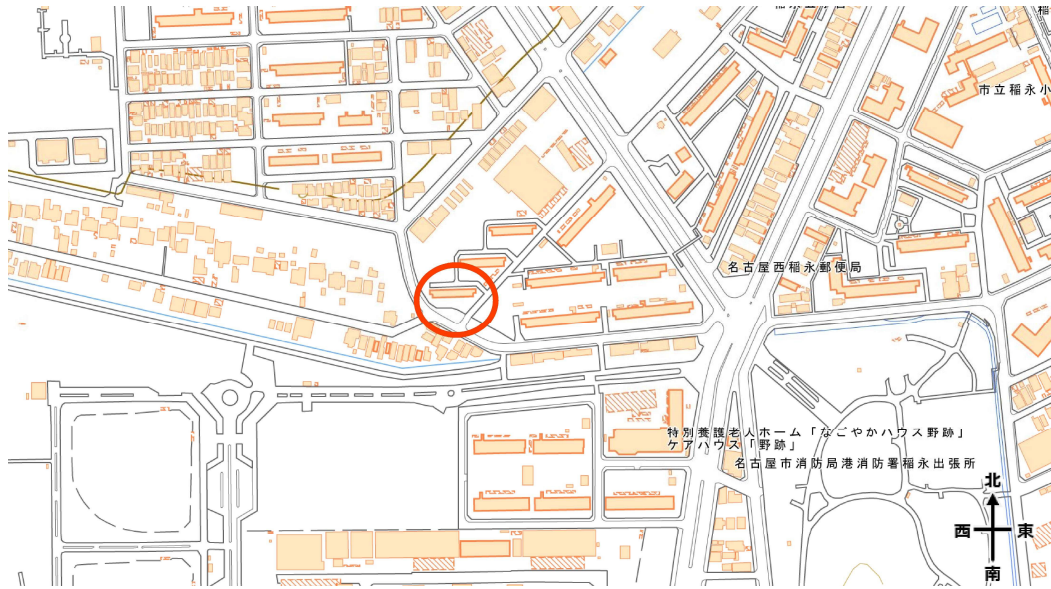
2 汚染の状況

項目	汚染物質	基準を 超えた濃度	基準に 対する倍率	基準	超過区画数／ 調査区画数
土壌溶出量 調査	砒素及び その化合物	0.013mg/L	1.3倍	0.01mg/L 以下	1/5

3 今後の対応

当面の措置や今後の対応について、環境局と十分に協議を行い実施していきます。

4 対象地



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

<参考> 基準を超過した物質の毒性について

・^ひ砒素及びその化合物

急性毒性：70～200mgの摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

※70mgは、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.013mg/L）では、水5.4kLに含まれる量になります。

慢性毒性：3～6mg/Lの量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）はグループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」

「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」

（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）